

平成28年生駒市議会（第5回）定例会議案

平成28年9月14日

生 駒 市

平成 28 年生駒市議会（第 5 回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
報告第 9 号	市長専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)	1～2
報告第 10 号	平成 27 年度生駒市水道事業会計継続費精算報告書について	3
報告第 11 号	平成 27 年度生駒市病院事業会計継続費精算報告書について	4
報告第 12 号	平成 27 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について	5～7
報告第 13 号	平成 27 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について	8～10
議案第 66 号	平成 27 年度生駒市一般会計決算の認定について	11
議案第 67 号	平成 27 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について	12
議案第 68 号	平成 27 年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について	13
議案第 69 号	平成 27 年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について	14
議案第 70 号	平成 27 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	15
議案第 71 号	平成 27 年度生駒市下水道事業特別会計決算の認定について	16
議案第 72 号	平成 27 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算の認定について	17
議案第 73 号	平成 27 年度生駒市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	18
議案第 74 号	平成 27 年度生駒市病院事業会計決算の認定について	19
議案第 75 号	平成 28 年度生駒市一般会計補正予算（第 2 回）	20～25
議案第 76 号	平成 28 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）	26～29

議案第 77 号	平成 28 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）	30～32
議案第 78 号	平成 28 年度生駒市水道事業会計補正予算（第 1 回）	33～34
議案第 79 号	生駒市職員懲戒審査会条例の制定について	35～37
議案第 80 号	生駒市職員定数条例及び生駒市の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	38
議案第 81 号	生駒市立学校設置条例等の一部を改正する条例の制定について	39～43
議案第 82 号	生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	44
議案第 83 号	生駒市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について	45～46
議案第 84 号	生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例の制定について	47～52
議案第 85 号	裁判上の和解及び損害賠償の額の決定について	53～54
議案第 86 号	財産の取得について	55

報告第 9 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である下記の事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成28年9月14日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である和解及び損害賠償の額の決定について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生日

物損事故

平成28年6月25（土）午前2時30分頃

2 事故発生場所

生駒市鹿ノ台南2丁目3番1先 生駒市道上

3 損害賠償の額

170,690円

4 事故の概要

事故発生場所である市道を北向きに走行中の軽自動車は、雨水によって蓋が浮き上がり、蓋が開いた状態となっていた雨水マンホールにタイヤをはめ、左前タイヤ、ホイール部分、左前フェンダー内の泥除け及びバンパー部分が損傷したもの

平成28年8月23日

生駒市長 小 紫 雅 史

平成27年度 生駒市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画		実績		比較	
				年割額	左の財源内訳 損益勘定留保資金	支払義務 発生額	左の財源内訳 損益勘定留保資金	年割額と支払義務 発生額の差	左の財源内訳 損益勘定留保資金
				円	円	円	円	円	円
			26	97,000,000	97,000,000	37,030,000	37,030,000	59,970,000	59,970,000
			27	96,000,000	96,000,000	134,848,760	134,848,760	△ 38,848,760	△ 38,848,760
			計	193,000,000	193,000,000	171,878,760	171,878,760	21,121,240	21,121,240
	資本的支出	滝寺中継所 建設工事							
	建設改良費								

平成28年9月14日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

平成27年度 生駒市病院事業会計継続費精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較					
				年割額	左の財源内訳			支払義務 発生額	左の財源内訳			年割額と 支払義務 発生額の差	左の財源内訳				
					企業債	その他	その他		企業債	その他	その他		企業債	その他			
			22	1,500,000	-	1,500,000	-	-	-	1,500,000	-	-	-	1,500,000	-	-	
			23	116,200,000	112,300,000	3,900,000	13,965,000	12,400,000	1,565,000	102,235,000	99,900,000	2,335,000	99,900,000	2,335,000	2,335,000		
		病院施設 実施設計 及び工事	24	49,300,000	49,300,000	-	41,382,600	41,300,000	82,600	7,917,400	8,000,000	△ 82,600	8,000,000	△ 82,600	△ 82,600		
		監理業務	25	8,300,000	8,300,000	-	28,356,300	28,300,000	56,300	△ 20,056,300	△ 20,000,000	△ 56,300	△ 20,000,000	△ 56,300	△ 56,300		
			26	26,600,000	26,600,000	-	18,089,820	18,000,000	89,820	8,510,180	8,600,000	△ 89,820	8,600,000	△ 89,820	△ 89,820		
			27	1,800,000	1,800,000	-	1,186,500	1,100,000	86,500	613,500	700,000	△ 86,500	700,000	△ 86,500	△ 86,500		
			計	203,700,000	198,300,000	5,400,000	102,980,220	101,100,000	1,880,220	100,719,780	97,200,000	3,519,780	97,200,000	3,519,780	3,519,780		
1資本的支出	1建設改良費		24	960,000,000	960,000,000	-	-	-	-	960,000,000	960,000,000	-	960,000,000	-	-		
			25	1,440,000,000	1,440,000,000	-	957,600,000	957,600,000	-	482,400,000	482,400,000	-	482,400,000	-	-		
		病院施設 建築工事	26	6,000,000,000	6,000,000,000	-	6,675,900,000	6,675,900,000	-	△ 675,900,000	△ 675,900,000	-	△ 675,900,000	-	-		
			27	660,000,000	660,000,000	-	1,057,614,000	1,057,600,000	14,000	△ 397,614,000	△ 397,600,000	△ 14,000	△ 397,600,000	△ 14,000	△ 14,000		
			計	9,060,000,000	9,060,000,000	-	8,691,114,000	8,691,100,000	14,000	368,886,000	368,900,000	△ 14,000	368,900,000	△ 14,000	△ 14,000		

平成28年9月14日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

平成 27 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 27 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

記

（単位 %）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.28)	— (17.28)	0.7 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載している。
- 2 将来負担比率が算定されないため、「—」と記載している。
- 3 生駒市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

平成 28 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生 監 第 6 6 号
平成 2 8 年 8 月 1 9 日

生駒市長 小紫雅史 様

生駒市監査委員 藤本勝美
生駒市監査委員 井上圭吾
生駒市監査委員 白本和久

平成 2 7 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による平成 2 7 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

平成27年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査意見書

第1 審査の概要

市長から提出された生駒市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第2 審査の期間

平成28年7月21日から平成28年8月19日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の生駒市健全化判断比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、適正に作成されていることが認められた。

記

健全化判断比率等

(単位：%)

比率名	平成27年度比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.28
連結実質赤字比率	—	17.28
実質公債費比率	0.7	25.0
将来負担比率	—	350.0

- (注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」を記載している。
- 2 将来負担比率については、将来負担比率が算定されないため、「—」を記載している。

2 個別意見

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (2) 実質公債費比率については、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っていることから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (3) 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率が算定されないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。

平成 27 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 2 条第 1 項の規定により、平成 27 年度決算に基づく水道事業会計、下水道事業特別会計及び病院事業会計の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

記

（単位 %）

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20.0)
下水道事業特別会計	— (20.0)
病院事業会計	— (20.0)

備考

- 1 資金の不足額がないため、「—」と記載している。
- 2 生駒市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

平成 28 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生 監 第 6 7 号
平成 2 8 年 8 月 1 9 日

生駒市長 小紫雅史 様

生駒市監査委員 藤本勝美
生駒市監査委員 井上圭吾
生駒市監査委員 白本和久

平成 2 7 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定による平成 2 7 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

平成27年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査意見書

第1 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第2 審査の期間

平成28年7月28日から平成28年8月19日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の生駒市資金不足比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、適正に作成されていることが認められた。

記

資金不足比率等

(単位:%)

特別会計の名称	平成27年度比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額がなく比率が算定されないため、「—」を記載している。

2 個別意見

水道事業会計、下水道事業特別会計及び病院事業会計においては、資金不足額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。

議案第 66 号

平成 27 年度生駒市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度生駒市一般会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 67 号

平成 27 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 68 号

平成 27 年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度生駒市介護保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 69 号

平成 27 年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度生駒市国民健康保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 70 号

平成 27 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 71 号

平成 27 年度生駒市下水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度生駒市下水道事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 72 号

平成 27 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 73 号

平成 27 年度生駒市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定に
ついて

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定に基づき、
平成 27 年度生駒市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書(案)の
とおり処分し、併せて同法第 30 条 4 項の規定に基づき、平成 27 年度生駒市水
道事業会計決算を別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 74 号

平成 27 年度生駒市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 27 年度生駒市病院事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 75 号

平成 28 年度生駒市一般会計補正予算（第 2 回）

平成 28 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 1 2 , 8 4 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 9 , 1 3 4 , 9 2 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 9 月 1 4 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		5,121,895	24,736	5,146,631
	2 国庫補助金	849,861	24,736	874,597
15 県支出金		2,299,233	10,000	2,309,233
	2 県補助金	492,242	10,000	502,242
19 繰越金		300,000	478,109	778,109
	1 繰越金	300,000	478,109	778,109
歳 入 合 計		38,622,082	512,845	39,134,927

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,926,656	459,000	5,385,656
	1 総務管理費	3,916,446	459,000	4,375,446
3 民生費		14,476,963	43,155	14,520,118
	1 社会福祉費	5,668,689	17,955	5,686,644
	2 児童福祉費	6,306,258	25,200	6,331,458
8 教育費		6,462,895	10,690	6,473,585
	4 幼稚園費	805,862	8,238	814,100
	6 保健体育費	1,226,768	2,452	1,229,220
歳 出 合 計		38,622,082	512,845	39,134,927

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	339,392	22,677	362,069	1 社会福祉費補助金	1,694	地域介護・福祉空間整備推進交付金
				2 児童福祉費補助金	20,983	保育対策総合支援事業費補助金
6 教育費国庫補助金	211,227	2,059	213,286	4 幼稚園費補助金	2,059	幼稚園就園奨励費補助金
				計	874,861	

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	411,272	10,000	421,272	1 社会福祉費補助金	10,000	地域包括ケアシステム構築支援補助金
計	492,242	10,000	502,242			

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	300,000	478,109	778,109	1 繰越金	478,109	前年度繰越金
計	300,000	478,109	778,109			

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	補正額の財源内訳				
					特 定 地 方 財 政 財 源	一 般 財 源			
5 財産管理費	1,007,776	459,000	1,466,776		459,000	25 積立金	459,000	減債基金	
計	3,916,446	459,000	4,375,446		459,000				

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	補正額の財源内訳				
					特 定 地 方 財 政 財 源	一 般 財 源			
6 介護保険費	1,301,746	11,694	1,313,440			7 賃金	786	臨時雇賃金	
				11,694 (国補)		8 報償費	1,463	謝礼	
				1,694 (県補)		9 旅費	405	普通旅費	
				10,000		11 需用費	510	消耗品費 食糧費 印刷製本費	
						12 役務費	358	通信運搬費	
						13 委託料	6,040	調査委託料等	
						15 工事請負費	238	施設整備工事	
						18 備品購入費	200	事務用備品	
						19 負担金補助及び交付金	1,694	地域介護・福祉空間整備推進補助金	

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額	財源		区分	金額	
					特定財源	地方			
8 福祉センター費	51,912	6,261	58,173			6,261	15 工事請負費	5,535	トイレ等改修工事
計	5,668,689	17,955	5,686,644	11,694		6,261	18 備品購入費	726	音響用備品

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額	財源		区分	金額	
					特定財源	地方			
1 児童福祉総務費	2,916,459	25,200	2,941,659	20,983 (国補)		4,217	19 負担金補助及び交付金	25,200	私立保育所運営費補助金 10,200 私立保育所等施設整備費補助金 15,000
計	6,306,258	25,200	6,331,458	20,983		4,217			

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額	財源		区分	金額	
					特定財源	地方			
1 幼稚園費	734,912	8,238	743,150	2,059 (国補)		6,179	19 負担金補助及び交付金	8,238	私立幼稚園就園奨励費補助金
計	805,862	8,238	814,100	2,059		6,179			

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				財 源		一 般 財 源			
				特 定 財 産 地 方 債	そ の 他				
3 学校給食センター運営費	266,013	2,452	268,465			2,452	13 委託料	2,452	測量・設計等委託料
計	1,226,768	2,452	1,229,220			2,452			

議案第 76 号

平成 28 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）

平成 28 年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 1, 7 7 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 0 3 7, 5 8 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 9 月 1 4 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		1,490,716	2,081	1,492,797
	2 国庫補助金	187,440	2,081	189,521
5 県支出金		1,123,180	1,041	1,124,221
	2 県補助金	68,536	1,041	69,577
7 繰入金		1,270,172	58,655	1,328,827
	2 基金繰入金	37,853	58,655	96,508
歳 入 合 計		7,975,804	61,777	8,037,581

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		2,102	3,122	5,224
	1 基金積立金	2,102	3,122	5,224
5 諸支出金		3,371	58,655	62,026
	1 償還金及び還付加算金	3,371	58,655	62,026
歳 出 合 計		7,975,804	61,777	8,037,581

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
3 地域支援事業包括的支援等交付金	59,897	2,081	61,978	2 過年度分	2,081		
計	187,440	2,081	189,521				

[単位 千円]

(款) 5 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 地域支援事業包括的支援等交付金	29,949	1,041	30,990	2 過年度分	1,041		
計	68,536	1,041	69,577				

[単位 千円]

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 介護給付費準備基金繰入金	37,853	58,655	96,508	1 介護給付費準備基金繰入金	58,655		
計	37,853	58,655	96,508				

[単位 千円]

歳 出

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額		一般財源			
				国県支出金	その他				
1 介護給付費準備基金積立金	2,102	3,122	5,224	3,122 (国補) 2,081 (県補) 1,041		25 積立金	3,122	介護給付費準備基金	
計	2,102	3,122	5,224	3,122					

[単位 千円]

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				補正額		一般財源			
				国県支出金	その他				
2 償還金	10	58,655	58,665	58,655 (繰入) 58,655		23 償還金利子及び割引料	58,655	国庫支出金等精算返還金	
計	3,371	58,655	62,026	58,655					

[単位 千円]

議案第 77 号

平成 28 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）

平成 28 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 49,282 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,923,231 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 繰入金		997,234	49,282	1,046,516
	2 基金繰入金	100,000	49,282	149,282
歳 入 合 計		12,873,949	49,282	12,923,231

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 諸支出金		11,200	49,282	60,482
	1 償還金及び還付加算金	10,100	49,282	59,382
歳 出 合 計		12,873,949	49,282	12,923,231

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 9 繰入金

(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	100,000	49,282	149,282	1 財政調整基金繰入金	49,282	
計	100,000	49,282	149,282			

歳出

(款) 11 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特定地方債	財源その他				
					国県支出金	一般財源			
3 償還金	1,000	49,282	50,282		49,282 (繰入)	49,282	23 償還金利子及び割引料	療養給付費交付金等精算返還金	
計	10,100	49,282	59,382		49,282				

議案第 78 号

平成 28 年度生駒市水道事業会計補正予算（第 1 回）

第 1 条 平成 28 年度生駒市水道事業会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

第 2 条 継続費を次のとおり補正する。

（単位 千円）

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
資本的 支出	建設 改良費	新小瀬 中継所 建設工事	340,300	27	16,800	510,300	27	16,800
				28	112,500		28	112,500
				29	211,000		29	381,000

平成 28 年 9 月 14 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

継続費に関する調書

款	項	事業名	全体計画				前前年度未 までの支払 義務発生額	前年度未ま での支払義 務発生(見 込)額	当該年度支 払義務発生 予定額	当該年度未 までの支払 義務発生予 定額	翌年度以降 の支払義務 発生予定額	継続費の総 額に対する 進捗率
			年度	年割額	左の財源内訳							
					千円	千円						
			27	16,800	16,800	—	5,698	—	5,698	—	1.1	
			28	112,500	112,500	—	—	123,602	123,602	—	24.2	
			29	381,000	381,000	—	—	—	—	381,000	—	
			計	510,300	510,300	—	5,698	123,602	129,300	381,000	25.3	
資本的支出	建設改良費	新小瀬 中継工事 建設工事										

生駒市職員懲戒審査会条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年9月14日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員懲戒審査会条例

(設置)

第1条 一般職に属する職員の懲戒に関し、公正を期するため、生駒市職員懲戒審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、任命権者の諮問に応じ、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項各号に掲げる事由に該当するかどうか及び懲戒処分の種類、程度その他懲戒に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己又は親族に関する事案及び指揮監督下にある職員に関する事案については、その議事に加わることはできない。

(関係者の出席等)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議の非公開)

第10条 会議は、非公開とする。

(委任)

第 1 1 条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 1 1 月 1 日から施行する。

議案第 80 号

生駒市職員定数条例及び生駒市の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年9月14日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員定数条例及び生駒市の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市職員定数条例の一部改正)

第1条 生駒市職員定数条例(昭和42年4月生駒市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改める。

(生駒市の費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市の費用弁償に関する条例(昭和45年3月生駒市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市立学校設置条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年9月14日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立学校設置条例等の一部を改正する条例

(生駒市立学校設置条例の一部改正)

第1条 生駒市立学校設置条例(平成20年3月生駒市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「生駒市立生駒幼稚園」を「生駒市立認定こども園生駒幼稚園」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 生駒市立認定こども園生駒幼稚園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項の認定を受けた幼稚園である。

(生駒市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正)

第2条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例(昭和25年4月生駒市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下単に「幼稚園」という。)」を削る。

第2条を次のように改める。

(保育料)

第2条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第

1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する支給認定子ども（同法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。次項において同じ。）の保育料は、別表第1のとおりとする。

2 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する支給認定子どもの保育料は、別表第2のとおりとする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料（月額）				
		保育標準時間の場合		保育短時間の場合		
階層区分	定義	3歳児	4歳児・5歳児	3歳児	4歳児・5歳児	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	
B	市町村民税が非課税の世帯（A階層の世帯を除く。）	2,300円 (1,150円)	2,300円 (1,150円)	2,200円 (1,100円)	2,200円 (1,100円)	
C ₁	市町村民税の額が均等割額のみ在世帯	5,400円 (2,700円)	5,400円 (2,700円)	5,200円 (2,600円)	5,200円 (2,600円)	
C ₂	市町村民税の課税世帯（C ₁ 階層の世帯を除く。）であって、その額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割額が49,599円以下	6,600円 (3,300円)	6,600円 (3,300円)	6,400円 (3,200円)	6,400円 (3,200円)
C ₃		所得割額が49,600円以上51,499円以下	7,800円 (3,900円)	7,800円 (3,900円)	7,600円 (3,800円)	7,600円 (3,800円)
C ₄		所得割額が51,500円以上53,399円以下	9,400円 (4,700円)	9,400円 (4,700円)	9,200円 (4,600円)	9,200円 (4,600円)
C ₅		所得割額が53,400円以上60,399円以下	10,900円 (5,450円)	10,900円 (5,450円)	10,700円 (5,350円)	10,700円 (5,350円)
C ₆		所得割額が60,400円以上69,199円以下	12,900円 (6,450円)	11,500円 (5,750円)	12,700円 (6,350円)	11,200円 (5,600円)
C ₇		所得割額が69,200円以上86,799円	14,900円 (7,450円)	12,800円 (6,400円)	14,600円 (7,300円)	12,500円 (6,250円)

	以下				
C ₈	所得割額が 86,800円以上 98,599円以下	16,800円 (8,400円)	15,000円 (7,500円)	16,400円 (8,200円)	14,700円 (7,350円)
C ₉	所得割額が 98,600円以上 110,399円以下	17,500円 (8,750円)	15,500円 (7,750円)	17,200円 (8,600円)	15,200円 (7,600円)
C ₁₀	所得割額が 110,400円以上 122,099円以下	17,900円 (8,950円)	16,000円 (8,000円)	17,600円 (8,800円)	15,600円 (7,800円)
C ₁₁	所得割額が 122,100円以上 139,799円以下	18,500円 (9,250円)	16,400円 (8,200円)	18,200円 (9,100円)	16,100円 (8,050円)
C ₁₂	所得割額が 139,800円以上 157,299円以下	19,200円 (9,600円)	16,900円 (8,450円)	18,800円 (9,400円)	16,600円 (8,300円)
C ₁₃	所得割額が 157,300円以上 169,399円以下	19,800円 (9,900円)	17,500円 (8,750円)	19,400円 (9,700円)	17,200円 (8,600円)
C ₁₄	所得割額が 169,400円以上 192,899円以下	20,400円 (10,200円)	18,100円 (9,050円)	20,000円 (10,000円)	17,800円 (8,900円)
C ₁₅	所得割額が 192,900円以上 258,899円以下	21,100円 (10,550円)	18,700円 (9,350円)	20,700円 (10,350円)	18,400円 (9,200円)
C ₁₆	所得割額が 258,900円以上 298,599円以下	21,700円 (10,850円)	19,100円 (9,550円)	21,300円 (10,650円)	18,700円 (9,350円)
C ₁₇	所得割額が 298,600円以上 392,899円以下	22,500円 (11,250円)	19,400円 (9,700円)	22,100円 (11,050円)	19,000円 (9,500円)
C ₁₈	所得割額が 392,900円以上	24,800円 (12,400円)	21,500円 (10,750円)	24,300円 (12,150円)	21,100円 (10,550円)

備考

- 1 この表において「保育標準時間の場合」とは、保育の利用が1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の場合をいう。
- 2 この表において「保育短時間の場合」とは、保育の利用が1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の場合をいう。
- 3 この表において「5歳児」とは、学年の初めの日の前日において5歳に達している幼児をいう。
- 4 この表において「4歳児」とは、学年の初めの日の前日において4歳に達している幼児（5歳児を除く。）をいう。
- 5 この表において「3歳児」とは、学年の初めの日の前日において3歳に達している

幼児（5歳児及び4歳児を除く。）をいう。

- 6 4月分から8月分までの保育料にあっては前年度の市町村民税の額により算定するものとし、9月分から翌年の3月分までの保育料にあっては当該年度の市町村民税の額により算定するものとする。
- 7 この表のC₂からC₁₈までの階層における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 8 BからC₁₈までの階層の世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部（以下「特別支援学校幼稚部」という。）若しくは児童福祉法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部（以下「情緒障害児短期治療施設通所部」という。）に入所し、又は同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援（以下「医療型児童発達支援」という。）を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が生駒市立幼稚園に在籍しているときは、同表の第2欄に掲げる額をその児童の保育料とする。

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	上表に定める額（同表に定める括弧内の額以外の額をいう。）
イ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用しているアに規定する児童以外の児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	上表に定める括弧内の額
ウ ア及びイに規定する児童以外の児童	0円

- 9 前項の規定にかかわらず、児童の属する世帯が次に掲げる世帯である場合におけるこの表の適用については、Bの階層の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は0円とし、C₁からC₆までの階層の世帯及びC₇の階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額とする。
- (1) 母子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項の配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 父子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項の配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯
- (3) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯

- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 奈良県から療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (4) その他の世帯 保護者の申請により生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯

（生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年12月生駒市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち生駒市立幼稚園保育料徴収条例別表の改正規定中「別表」を「別表第1」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 82 号

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 9 月 14 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和 53 年 9 月生駒市条例第 31 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項第 1 号中「第 2 条の 4 第 2 項」を「第 2 条の 4 第 2 項の表の
第 2 欄」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「第 2 条の 4 第 5 項」を「第 2 条の 4
第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 83 号

生駒市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める
条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年9月14日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第
8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、生駒市農業委員会（以下「委
員会」という。）の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとす
る。

(委員の定数)

第2条 委員会の委員の定数は、10人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 農地利用最適化推進委員の定数は、7人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(生駒市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 生駒市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和32年6月生駒市条例

第19号)は、廃止する。

(生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年11月生駒市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表中	農業委員会の委員	会長	日額 21,000
		副会長	日額 18,000
		委員	日額 16,000

を	農業委員会の委員	会長	日額 21,000	に改
		副会長	日額 18,000	
		委員	日額 16,000	
	農地利用最適化推進委員	日額 16,000		

め、同表備考第1項中「農業委員会の委員」の次に「、農地利用最適化推進委員」を加え、「行政委員」を「行政委員等」に改め、同表備考第2項第1号中「行政委員」を「行政委員等」に改める。

生駒市テレワーク & インキュベーションセンター条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年9月14日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市テレワーク & インキュベーションセンター条例

(設置)

第1条 仕事と生活の調和、新たな雇用創出、人材誘致等に資するため、本市に情報通信技術を活用した多様な働き方を推進する施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
生駒市テレワーク & インキュベーションセンター	生駒市谷田町1615番地

(指定管理者による管理)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、施設の管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定の手続)

第4条 指定管理者の指定に当たり、市長は、施設の管理に関する事業計画書そ

の他市長が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 施設の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

(管理の基準)

第5条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、施設の管理を行わなければならない。

(業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 次条に規定する使用の許可、第9条に規定する使用許可の取消し等及び第18条に規定する入館の制限に関すること。
- (2) 第16条に規定する設備の許可に関すること。
- (3) 施設の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

(使用の許可)

第7条 施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 指定管理者は、使用目的又は使用内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 施設を汚損するおそれがあるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
 - (4) 管理上支障があるとき。
 - (5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。
- （使用許可の取消し等）

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) その使用が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) その使用が虚偽の申請その他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (3) 施設が災害その他の理由により使用できなくなったとき。
- (4) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（本市等の免責）

第10条 前条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に損害が生ずることがあっても、本市及び指定管理者は、これに対して補償の責任を負わない。

（利用料金）

第11条 使用者は、施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

（利用料金の収受）

第12条 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として収受されるものとする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、同項の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備)

第16条 使用者は、施設の使用に際し、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第17条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は第9条の規定により使用の許可を取り消され、使用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(入館の制限)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、施設への入館を拒否し、又は施設からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品を携行する者
- (3) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第7条第1項に規定する身体障害者補助犬及びこれに準ずる犬を除く。）を携行する者

(4) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

(5) 施設の管理上支障がある者

(6) その他指定管理者が不相当と認める者

(損害の賠償)

第19条 使用者は、使用に際し、その責めに帰すべき理由により、施設を破損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定の手続に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(特定期間における措置)

3 この条例の施行の日から指定管理者の指定期間の開始日の前日までの間（以下「特定期間」という。）、第3条から第6条まで及び第11条から第14条までの規定は適用せず、この条例の規定の適用については、第7条から第9条まで、第16条及び第18条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の見出し中「本市等」とあるのは「本市」と、同条中「本市及び指定管理者」とあるのは「本市」とする。

4 特定期間中の施設の使用料は、無料とする。

別表（第 11 条関係）

1 施設利用料金

区分	1 時間使用	1 日使用	1 月使用
オープンスペース 1 人につき	600 円	3,600 円	54,000 円
コワーキングスペース 1 人につき	700 円	4,200 円	63,000 円
セミナールーム	2,500 円	15,000 円	
オフィスルーム 1	2,000 円	12,000 円	180,000 円
オフィスルーム 2・3 1 室につき	1,500 円	9,000 円	135,000 円
オフィスルーム 4～7 1 室につき	1,000 円	6,000 円	90,000 円

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税に相当する額を含む。

2 附属設備利用料金

市長の定める額

認める。

- (2) 被告は、前号の義務の履行として、原告●●●●に対し364,270円を、原告●●●●に対し364,270円を、原告●●●●に対し728,541円を、原告●●●●に対し728,541円を支払う。
- (3) 原告らは、被告に対するその余の請求を放棄する。
- (4) 原告ら及び被告は、本件に関し、原告らと被告の間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

平成28年9月14日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 86 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 公共施設用防犯カメラ機器
- 2 取得価格 24,624,000円
- 3 契約の相手方 大阪市中央区北久宝寺町1丁目9番1号
三和通信工業株式会社
代表取締役 岸村智志
- 4 契約の方法 条件付一般競争入札

平成28年9月14日提出

生駒市長 小紫雅史